

社会福祉法人 野の花学園定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設の経営
 - (ロ) 救護施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 相談支援事業の経営
 - (ハ) 移動支援事業の経営
 - (ニ) 障害児通所支援事業の経営
 - (ホ) 生活困窮者に対する相談支援事業の経営
 - (ヘ) 身体障がい者福祉センターA型の経営
 - (ト) 身体障がい者福祉センターB型の経営
 - (チ) 地域活動支援センターの経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人野の花学園という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の主たる事務所を福岡県福岡市中央区天神三丁目14番31号に置く。

2 この法人の従たる事務所を福岡県大野城市下大利三丁目9番1号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員八名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事一名、事務局員二名、外部委員一名の合計四名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の一名が出席し、かつ、外部委員の一名が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後六年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給に関する規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給に関する規程
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 七名

(2) 監事 二名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、一名を常務理事とすることができる。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第四五条の一六第二項第二号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長を補佐し、理事会の定めるところにより、この法人の常務を処理する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第十五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給に関する規程に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(会長・顧問)

第二三条 この法人に会長一名、顧問若干名を置くことができる。

2 会長・顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 会長・顧問は、重要な業務について理事長の諮問に応える。

第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。ただし、理事長が出席しなかったときには、出席した理事と監事全員が署名し、又は記名押印するものとする。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

一 建 物

- ①【所 在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2
【家屋番号】 4820番2の4
【種 類】 作業所
【構 造】 鉄骨造スレートぶき平家建
【床面積】 253.56㎡
【登記日付】 令和3年 5月17日
- ②【所 在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2
【家屋番号】 4820番2の1

【種類】 障害者支援施設
【構造】 鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建
【床面積】 1階 1301.42㎡ 2階 1012.02㎡
【登記日付】 令和2年8月25日

③【所在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2
【家屋番号】 4820番2の2
【種類】 障害者支援施設
【構造】 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
【床面積】 92.00㎡
【登記日付】 令和2年7月30日

④【所在】 福岡市西区今津字長浜 4820番地2
【家屋番号】 4820番2の6
【種類】 寄宿舍
【構造】 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺 2階建
【床面積】 1階 457.50㎡ 2階 292.11㎡
【登記日付】 平成14年 5月20日

⑤【所在】 朝倉郡筑前町三箇山字熊ヶ椎 1162番地2、1164番地24、
1164番地22、1164番地2先
(主である建物)
【家屋番号】 1162番2
【種類】 作業室
【構造】 コンクリートブロック造陸屋根・スレート葺地下1階付平家建
【床面積】 1階 121.10㎡ 地下1階 114.80㎡
【登記日付】 平成15年12月10日

(附属建物 符号1)
【種類】 作業室
【構造】 コンクリートブロック造鉄板葺平家建
【床面積】 66.00㎡

(附属建物 符号5)
【種類】 宿 舎
【構造】 木造セメント瓦葺平家建
【床面積】 82.81㎡

(附属建物 符号6)
【種類】 洗濯室・倉庫
【構造】 鉄骨造スレート葺平家建
【床面積】 68.50㎡

⑥【所在】 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地1
【家屋番号】 1147番1
【種類】 車 庫
【構造】 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

【床面積】 93.65㎡
【登記日付】 平成14年 6月 5日

⑦【所 在】 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地1
(主である建物)

【家屋番号】 1147番1の2
【種 類】 指導訓練室
【構 造】 鉄骨造スレート葺平家建
【床面積】 72.00㎡

(附属建物 符号1)

【種 類】 作業室
【構 造】 鉄骨造スレート葺平家建
【床面積】 102.00㎡

(附属建物 符号2)

【種 類】 作業室
【構 造】 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
【床面積】 80.80㎡

⑧【所 在】 朝倉郡筑前町三箇山字藤原 1147番地2、1147番地1
(主である建物)

【家屋番号】 1147番2
【種 類】 知的障害者更生施設
【構 造】 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
【床面積】 2759.14㎡
【登記日付】 平成16年10月14日

(附属建物 符号1)

【種 類】 ポンプ室
【構 造】 鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
【床面積】 10.00㎡

⑨【所 在】 大野城市下大利三丁目 41番地10

【家屋番号】 41番10
【種 類】 障害者支援施設
【構 造】 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
【床面積】 1階184.27㎡ 2階169.79㎡
【登記日付】 平成25年4月15日

⑩【所 在】 朝倉郡筑前町新町字新町212番地1

【家屋番号】 212番1
【種 類】 グループホーム
【構 造】 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
【床面積】 1階442.70㎡ 2階353.93㎡
【登記日付】 平成27年11月30日

- ⑪【所 在】 朝倉郡筑前町新町字新町2 1 2番地1
【家屋番号】 2 1 2番1の2
【種 類】 デイサービスセンター
【構 造】 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
【床面積】 1階83.62㎡ 2階64.60㎡
【登記日付】 平成27年11月30日
- ⑫【所 在】 福岡市西区今津字津本5 3 2 4番地5
【家屋番号】 今津 5 3 2 4番5の1
【種 類】 養護所
【構 造】 鉄骨コンクリート造陸屋根2階建
【床面積】 1階1057.44㎡ 2階1098.15㎡
(床面積合計から不動産貸付部分(172.96㎡)を除く)
【登記日付】 平成29年2月3日
- ⑬【所 在】 朝倉郡筑前町長者町字小牟田4 4 5番地1
(主である建物)
【家屋番号】 4 4 5番1
【種 類】 障害者支援施設
【構 造】 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
【床面積】 296.21㎡
【登記日付】 平成29年4月12日
- (附属建物 符号1)
【種 類】 障害者支援施設
【構 造】 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建
【床面積】 72.30㎡
- ⑭【所 在】 糸島市志摩西貝塚字柿添2 3 9番地
(主である建物)
【家屋番号】 2 3 9番
【種 類】 居宅
【構 造】 木造瓦葺平家建
【床面積】 120.65㎡
(床面積合計から使用部分以外(26.72㎡)を除く)
【登記日付】 平成29年12月15日
- (附属建物 符号1) (基本財産から除く)
【種 類】 物置
【構 造】 木造瓦葺2階建
【床面積】 1階138.79㎡ 2階52.68㎡
- (附属建物 符号2) (基本財産から除く)
【種 類】 車庫
【構 造】 木造瓦葺平家建
【床面積】 22.85㎡

- ⑮【所在】 福岡市西区今津字松葉731番地5
【家屋番号】 731番5
【種類】 養護所
【構造】 鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき2階建
【床面積】 1階 292.56㎡ 2階 85.57㎡
【登記日付】 令和1年12月6日

二 土地

- ①【所在】 福岡市西区今津長浜
【地番】 4820番2
【地目】 宅地
【地積】 8937.36㎡
【登記日付】 平成17年 3月 4日
- ②【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎
【地番】 1164番3
【地目】 原野
【地積】 11454㎡
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ③【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎
【地番】 1164番21
【地目】 原野
【地積】 1983㎡
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ④【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎
【地番】 1164番22
【地目】 原野
【地積】 699㎡
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑤【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎
【地番】 1164番24
【地目】 宅地
【地積】 14917.36㎡
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑥【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎
【地番】 1164番25
【地目】 原野
【地積】 3,507㎡
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑦【所在】 筑前町三箇山字熊ヶ椎
【地番】 1162番2
【地目】 宅地

- 【地積】 7 5 1 8 . 9 3 m²
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑧ 【所在】 筑前町三箇山字藤原
【地番】 1 1 4 7 番 1
【地目】 宅 地
【地積】 1 2 1 1 3 . 3 1 m²
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑨ 【所在】 筑前町三箇山字藤原
【地番】 1 1 4 7 番 2
【地目】 原 野
【地積】 2 3 4 2 7 m²
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑩ 【所在】 筑前町櫛木字吉ノ本
【地番】 5 7 番
【地目】 原 野
【地積】 1 4 0 5 2 m²
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑪ 【所在】 筑前町櫛木字吉ノ本
【地番】 5 9 番 1
【地目】 原 野
【地積】 1 3 2 8 6 m²
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑫ 【所在】 筑前町櫛木字吉ノ本
【地番】 5 9 番 4
【地目】 山 林
【地積】 4 7 1 6 m²
【登記日付】 平成14年 6月 5日
- ⑬ 【所在】 筑前町三箇山字藤原
【地番】 1 1 4 7 番 5 5
【地目】 原 野
【地積】 6 1 m²
【登記日付】 平成15年 3月 5日
- ⑭ 【所在】 福岡市西区今津字長浜
【地番】 4 8 2 0 番 3
【地目】 雑種地
【地積】 1 2 7 0 m²
【登記日付】 平成17年 3月 4日
- ⑮ 【所在】 福岡市西区今津字口戸
【地番】 1 5 3 5 番 2 0

- 【地 目】 雑種地
【地 積】 9 2 9 m²
【登記日付】 令和1年6月28日
- ⑯【所 在】 大野城市下大利三丁目
【地 番】 4 1 番 1 0
【地 目】 宅地
【地 積】 3 6 3. 9 0 m²
【登記日付】 平成25年4月15日
- ⑰【所 在】 朝倉郡筑前町新町字新町
【地 番】 2 1 2 番 1
【地 目】 宅地
【地 積】 2 4 2 7. 3 0 m²
【登記日付】 平成27年11月30日
- ⑱【所 在】 朝倉郡筑前町新町字小杉
【地 番】 2 2 1 番 1
【地 目】 宅地
【地 積】 1 8 1. 0 4 m²
【登記日付】 平成27年11月30日
- ⑲【所 在】 朝倉郡筑前町長者町字小牟田
【地 番】 4 4 5 番 1
【地 目】 宅地
【地 積】 1 7 5 9. 8 7 m²
【登記日付】 平成26年4月25日
- ⑳【所 在】 糸島市志摩西貝塚字柿添
【地 番】 2 3 9 番
【地 目】 宅地
【地 積】 1 0 7 4. 2 7 m²
【登記日付】 平成29年12月15日
- ㉑【所 在】 福岡市西区今津字松葉
【地 番】 7 3 1 番 5
【地 目】 宅地
【地 積】 7 8 3. 7 6 m²
【登記日付】 令和1年6月25日
- ㉒【所 在】 福岡市西区今津字口戸
【地 番】 1 5 3 5 番 7
【地 目】 畑
【地 積】 6 8 2 m²
【登記日付】 令和3年10月22日

三 その他

① 現金 5,000,000円

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第三七条に掲げる公益を目的とする事業及び第三八条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式等に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三七条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 地域生活総合支援センター「支援センター今津」の設置経営
- (2) 地域生活総合支援センター「支援センター夜須」の設置経営
- (3) 障害者雇用納付金関係助成金要領における「訪問型職場適応援助促進助成金」の支給対象事業（独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構）
- (4) 蒙古塚公園の維持管理及び啓発事業
- (5) モンゴル国との友好訪問交流事業
- (6) 生の松原特別支援学校放課後等支援事業
- (7) 福岡市西区第2障がい者基幹相談支援センター事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 収益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産貸付業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第三九条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成

一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第九章 解散

(解散)

第四〇条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四一条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第一〇章 定款の変更

(定款の変更)

第四二条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡市長に届け出なければならない。

第一一章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四三条 この法人の公告は、社会福祉法人野の花学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四四条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

[附 則]

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	麻生太三郎	理 事	待鳥喜久大
理 事	山田 大助	理 事	阿部 栄助
理 事	石神 修	理 事	大賀礼太郎
理 事	中島 邦輔	理 事	渡辺 功
理 事	加藤 初栄	理 事	檜原カツヨ
監 事	橘 照雄	監 事	三島 庄一

- 2 平成14年 5月23日改正
- 3 平成15年 2月28日改正
- 4 平成15年 5月30日改正
- 5 平成16年 2月24日改正
- 6 平成17年 9月15日改正
- 7 平成18年 9月29日改正
- 8 平成18年12月14日改正
- 9 平成19年 3月20日改正
- 10 平成19年 5月29日改正
- 11 平成19年 9月22日改正
- 12 平成20年12月17日改正
- 13 平成22年 5月27日改正
- 14 平成25年 5月29日改正
- 15 平成26年 3月26日改正
- 16 平成26年11月27日改正
- 17 平成28年 5月27日改正
- 18 平成28年 7月27日改正
- 19 平成28年11月25日改正 (平成29年 3月24日認可)
- 20 平成29年 3月24日改正 (平成29年 9月 7日届出)
- 21 平成29年 6月29日改正 (平成29年 9月 8日届出)
- 22 平成30年 6月28日改正 (平成30年12月11日認可)
- 23 令和 2年 3月16日改正 (令和 2年 5月13日認可)
- 24 令和 2年 6月29日改正 (令和 2年 8月27日届出)
- 25 令和 3年 3月29日改正 (令和 3年 6月29日認可)
- 26 令和 3年 6月30日改正 (令和 3年 8月12日認可)
- 27 令和 3年12月24日改正 (令和 4年 2月14日届出)
- 28 令和 4年 6月30日改正 (令和 4年 8月 1日届出)

社会福祉法人 野の花学園定款細則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人野の花学園定款（以下「定款」という。）の第四四条第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(理事長の専決事項)

第2条 定款第二五条に規定する日常の業務として理事会が定める理事長専決事項は別表のとおりとする。

- 2 前項の場合において、理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決する。
- 3 理事長の専決事項については、その一部を常務理事、事務局長及び施設長の専決事項とすることができる。

(専決の報告)

第3条 理事長、常務理事、事務局長及び施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。

- 2 常務理事、事務局長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

(理事会の議決)

第4条 定款第二七条第1項において、建設請負工事や物品納入等の契約を行おうとする業者の役員等に定款第一五条に規定する理事が加わっている場合には、当該理事は特別の利害関係を有するとみなし、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係わる議事の議決には加わることができない。

(別表)

I 理事長専決事項

- 1 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員（非常勤職員を含む。）の任免に関する事
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 4 運転資金の借入に係る契約であって、年間の借入総額が理事会で承認された限度額の範囲内のもの
- 5 工事の請負については、予算に計上された1件の予算執行額が10万円以上250万円未満の契約、給食材料・物品等の購入については、10万円以上250万円未満の契約を締結すること
- 6 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件250万円未満のもの
- 7 その他財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関する事。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 8 予算上の予備費の支出
- 9 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 10 役員及び施設長の出張命令及び復命に関する事
- 11 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 12 職員の昇給・昇格に関する事
- 13 10万円以上500万円未満の施設・設備の修理、保守管理の契約に関する事
- 14 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項を除く）
- 15 規則、規程及び手順書等の制定・改廃に関する事（法令及び定款で理事会・評議員会が決議する規程と定めた場合を除く）

II 常務理事専決事項

- 1 法人の常務の処理に関する事
- 2 役員、評議員との連絡調整に関する事
- 3 事務局長及び施設長との連絡調整に関する事
- 4 職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
- 5 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で1件の予算執行額が10万円未満の契約を締結すること
- 6 事務局長不在時は理事長が指名する施設長が代行する

Ⅲ 事務局長・施設長専決事項

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること
- 2 所属職員の出張命令及び復命に関すること
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関すること
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- 5 収入(寄附金を除く)事務に関すること
- 6 障害福祉・生活保護サービスに係る利用契約
- 7 入所者・利用者の預かり金の日常管理に関すること
- 8 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- 9 各種証明書の交付に関すること
- 10 行政官庁からの照会に関すること(定例又は軽易な事項に限る)
- 11 所属職員の日常の労務管理、福利厚生に関すること
- 12 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 13 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの(10万円未満)。
ただし、長期分をまとめて購入する際、10万円以上のものについては理事長専決とする。
 - ①日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入。
 - ②施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ③緊急を要する物品の購入等
- 14 入所者、利用者の日常の処遇に関すること
- 15 入所者の預り金の日常の管理に関すること
- 16 定款第二二条第3項に規定する職員の任免における一般職員の選考と理事長への稟議。なお、任免に当たっては、施設長が施設職員として適当と判断する者を候補者の中から選考し、各施設長等が面接した者について理事長が任免する。
- 17 前項に規定するもののうち、施設長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事長が専決する。

[附 則]

この細則は、平成10年10月 7日から実施施行(理事会決定)する。

この細則は、平成14年 5月23日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成15年 2月28日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成15年 5月30日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成15年11月25日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成16年 2月24日に改正し、同日から施行する。

この細則は、平成28年11月25日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

この細則は、令和 3年 6月15日に改正し、同日から施行する。

この細則は、令和 5年 3月27日に改正し、同日から施行する。